

新たな場所での生活に胸が高鳴る引越し! でも、こまごまとやらなきゃいけないことも多くて…。「あれやったっけ?」「これは済んだかな?」という不安を解消するチェックシートで、効率よく引越しのダントリをクリアしていきましょう。

引越し ダントリ 完璧チェックシート

01

新居が決まったら! : 引越し先決定! ~1ヵ月前

- 引越し日を決める
- 旧居の管理会社、大家さん、学校、会社に引越しを連絡(立ち会い日の打合せ)
- 転居先を下見、間取りを入手
- 不用品の選別(リサイクルか処分か)



豊後企画団
マスコットキャラクター
ぶんきくん

02

面倒な手続きは早めに! : 引越し1ヵ月前~2週間前

- 引越し手配
- 引越し業者手配
- 手伝ってくれる人手配(お礼も考える)
- 通信契約について
- インターネット回線(引越し先での接続方法の検討)
- 携帯電話(住所変更)
- 固定電話(住所変更)

- 役所での手続き
- 転出届(印鑑) 転出証明書をもらう
- 国民年金(年金手帳、印鑑)
- 国民健康保険(保険証、印鑑)
- 福祉関係(乳児医療・児童手当・老人医療など役所で確認)
- 転校手続き

- 金融・生活インフラなど
- 銀行(住所変更)
- 保険(住所変更)
- クレジットカード(住所変更)
- 電気会社に転居連絡
- 水道会社に転居連絡
- ガス会社に転居連絡
- 新聞配達店に転居連絡
- NHKに転居連絡
- 郵便局の窓口で転送届を出す

後まわしにしてると
すぐ引越し当日になっちゃうよ。



03

旧居の整理を始めよう! : 引越し2週間~1週間前

- 旧居にて 粗大ゴミ・不用品の処分(役所への問い合わせ)
- 近所に引越し挨拶

- 段ボールなど梱包資材の手配
- 梱包作業(頻繁に使わないもの)

04

忘れてることないですか? : 引越し1週間前~前日

- 旧居にて 梱包作業を終わらせる(引越し日に使うもの以外)
- チェックリストで消化していない作業はない?

- 新居にて 部屋のチェック(傷、壊れているものはないか?)
- 防虫対策
- 掃除して搬入の準備を整える

忘れてることない
か、チェックシート
を指さし確認だ!



05

引越し前日 : いよいよ明日は引越しです!

- 冷蔵庫の整理、水抜き
- 洗濯機の水抜き
- 最終の梱包作業

06

引越し当日 : 荷物を運んで終わりじゃない!

- 旧居にて 引越し荷物の搬出
- 電気・ガス・水道などの使用分を精算
- 旧居の掃除と忘れ物の確認
- 部屋の明け渡しと鍵の返却

- 新居にて 荷物の搬入
- 家具の傷や荷物の紛失がないかチェック
- 引越し料金の支払い

- 電気・ガス・水道の使用を開始
- ガス会社には事前に連絡しないと当日に係員が開栓に来てくれません。
- 近所に引越し挨拶

入居後のチェックポイント

- ★ 壁や床の汚れ、痛み、傷
- ★ 網戸、ふすま、ドアや窓の穴や破れ、動作
- ★ スイッチ、コンセント、照明は使えるか
- ★ 換気扇、インターホン、エアコンなどの設備の状態
- ★ 配水管のつまり、臭い、給湯の状態、水廻りのカビや汚れ
- ★ 歯ブラシ立て、排水ホース、トイレットペーパーホルダーなどの備品

入居したらまずはチェック

入居直前や直後(できれば家具を入れる前に)お部屋を隅々までチェックしておこう。これは退去時に「このキズは入居時からあった」「いやなかった」といったトラブルが起きないようにするために。できれば不動産屋さんや大家さんの立ち会いのもとで確認するのが望ましい。チェックした部分は、日付入りで撮影してメモを残しておこう。また入居後快適に過ごすため、設備などの不具合があった場合は、すぐ管理会社に連絡しよう。

キレイに保つ義務を確認

敷金返還の時には「普通に生活してできるキズや汚れは大家さん負担」ととられているが、逆に言うと普通じゃない部分はアウト。掃除やメンテナンスを怠ったために酷い状態になってしまった(台所や換気扇の酷い油汚れ、エアコンの掃除をせずに発生した故障、配水管のつまりによる腐食など)、備品の紛失(洗面所の歯ブラシ立て、洗濯機置場の排水トラップ用エルボ、照明器具など)は入居者の負担になるぞ。

契約違反はダメ! 絶対!

契約前に説明される重要な事項と契約内容は、自分を守るためにあるのはもちろん、知らずに契約違反をしないためにも必ず確認しておくこと。契約外の行為で起こった損害は、入居者の負担になるので要注意。よくあるのは、「ペット禁止の部屋でペットを飼う」「禁煙の場所で喫煙する」といったことだとか。中には数十万円の修繕費を請求された例もあるので注意しよう。

契約とはお互いの立場を尊重すること。お部屋はあくまでも「借りている」ことを忘れずに、キレイに使うように心がけよう。



※犬を飼っている人が転居した場合、大分市・別府市では登録変更が必要です。犬の登録は狂犬病予防法で義務付けられています。
大分市保健所 卫生課 動物愛護担当班 ☎097-536-2567 / 別府市役所 環境課 ☎0977-21-1111 (代表)